

IV 資 料

1 青森県明るい選挙推進協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は、青森県明るい選挙推進協議会という。

(目 的)

第2条 本協議会は、国民の政治意識の向上を図るとともに各種公職の選挙が明るく行われるよう推進し、もって民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 本協議会は、別表の団体及び本協議会が推薦する学識経験者をもって組織する。

(役 員)

第4条 本協議会に次の役員を置く。

会 長

副 会 長 2名

常任委員 若干名

2 会長及び副会長は、総会において委員の中から構成員の協議によって定める。

3 常任委員は委員の中から会長が指名する。

4 役員の内任はそれぞれ2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(会長、副会長の職務)

第5条 会長は本協議会の事務を統轄し、会議の議長となり本協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は総会及び役員会とし、総会は全委員をもって、役員会は会長、副会長、常任委員をもって、それぞれ構成する。

(総会の議決すべき事項)

第7条 総会は次の事項を議決する。

1 会長、副会長の選定に関する事。

2 明るい選挙の推進運動の基本方針に関する事。

3 本協議会の事業計画に関する事。

4 規約の改正に関する事。

(役員会の議決すべき事項)

第8条 役員会は次の事項を議決する。

1 委員を新たに委嘱する事。

2 総会に付議すべき事項

第9条 削除

(事務局)

第10条 本協議会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は青森県選挙管理委員会事務局内に置き、職員は同委員会事務局の職員をもってこれにあてる。

第11条 削除

附 則

この規約は、昭和36年5月19日から実施する。

昭和28年3月23日から実施の青森県公明選挙推進協議会規約は廃止する。

附 則

この規約は、昭和40年4月15日から実施する。

附 則

この規約は、昭和49年5月9日から実施する。

附 則

この規約は、昭和52年4月12日から実施する。

附 則

この規約は、昭和57年3月15日から実施する。

附 則

この規約は、平成20年4月28日から実施する。

10 選挙人名簿登録者数

平成25年12月2日現在

区分					区分				
市町村名	男	女	計	前年比 (増減)	市町村名	男	女	計	前年比 (増減)
青森市	113,605	134,251	247,856	-1,393	野辺地町	5,703	6,564	12,267	-161
弘前市	68,053	82,078	150,131	-778	七戸町	6,878	7,580	14,458	-250
八戸市	92,617	103,241	195,858	-571	六戸町	4,297	4,659	8,956	102
黒石市	13,593	16,142	29,735	-301	横浜町	2,088	2,138	4,226	-80
五所川原市	22,386	26,963	49,349	-375	東北町	7,665	8,374	16,039	-210
十和田市	25,169	28,089	53,258	-376	六ヶ所村	4,787	4,188	8,975	-117
三沢市	16,122	17,005	33,127	-132	おいらせ町	9,616	10,413	20,029	43
むつ市	24,923	26,773	51,696	-461	上北郡計	41,034	43,916	84,950	-673
つがる市	14,065	16,115	30,180	-467	大間町	2,504	2,412	4,916	-77
平川市	12,882	14,940	27,822	-204	東通村	3,068	2,944	6,012	-53
市計	403,415	465,597	869,012	-5,058	風間浦村	961	996	1,957	-55
平内町	5,018	5,563	10,581	-251	佐井村	1,033	1,016	2,049	-32
今別町	1,340	1,549	2,889	-78	下北郡計	7,566	7,368	14,934	-217
蓬田村	1,270	1,403	2,673	-45	三戸町	4,551	5,213	9,764	-134
外ヶ浜町	2,979	3,331	6,310	-174	五戸町	7,686	8,404	16,090	-208
東津軽郡計	10,607	11,846	22,453	-548	田子町	2,582	2,849	5,431	-84
鱒ヶ沢町	4,559	5,290	9,849	-203	南部町	7,993	8,902	16,895	-233
深浦町	3,886	4,433	8,319	-110	階上町	5,851	5,940	11,791	-69
西津軽郡計	8,445	9,723	18,168	-313	新郷村	1,210	1,284	2,494	-48
西目屋村	614	677	1,291	-26	三戸郡計	29,873	32,592	62,465	-776
中津軽郡計	614	677	1,291	-26	町村計	127,964	141,057	269,021	-3,264
藤崎町	6,071	7,122	13,193	-17	衆議院1区	155,365	183,393	338,758	-2,617
大鰐町	4,319	5,158	9,477	-185	衆議院2区	122,500	131,555	254,055	14,231
田舎館村	3,255	3,693	6,948	-39	衆議院3区	114,804	127,429	242,233	-17,437
南津軽郡計	13,645	15,973	29,618	-241	衆議院4区	138,710	164,277	302,987	-2,499
板柳町	5,700	6,866	12,566	-116	県計	531,379	606,654	1,138,033	-8,322
鶴田町	5,398	6,274	11,672	-98	H25.9.2(前回)	531,982	607,277	1,139,259	-1,226
中泊町	5,082	5,822	10,904	-256	H24.12.2	535,318	611,037	1,146,355	-7,136
北津軽郡計	16,180	18,962	35,142	-470	H23.12.2	538,884	614,607	1,153,491	-4,885
					H22.12.2	541,533	616,843	1,158,376	-6,559
					H21.12.2	544,950	619,985	1,164,935	-6,053
					H20.12.2	548,068	622,920	1,170,988	-8,299

(注)「H25.6.2(前回)」の「前年比(増減)」欄には、今回の定時登録者数との増減数を記載している。

(注)「区割り改定法」の施行により、五戸町が衆議院3区から衆議院2区に改定された(次回総選挙から適用)。
次回総選挙の前に補欠選挙が行われる場合は従来の選挙区による。

	男	女	計	前年比
衆議院2区 (区割り改定法適用前)	114,814	123,151	237,965	-1,859
衆議院3区 (区割り改定法適用前)	122,490	135,833	258,323	-1,347

区割り改定法: 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

11 県・市町村委員職員名簿

(平成25年11月2日現在)

団 体 名	委 員 会		事 務 局	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
青森県 TEL:017-734-9076(直通) 017-722-2111(内線5353、5355) FAX:017-734-8264 senkan@pref.aomori.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	柿崎 光顯 新岡 千覚 上山 貢 櫻田 静子	書記長/局長 書記/次長 書記/総括主幹 書記/主幹 書記/主幹 書記/主査 書記/主査	田中 俊匡 戸沼 康弘 沼田 弘一 千葉 茂 須藤 一彦 田中 咲子 畠山 和徳
青森市 TEL:017-734-1111 内線:6201(局長)、6210(次長) 6211、6212(担当) 直通:017-734-5822 FAX:017-734-1124 senkyo-kanri@city.aomori.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	坪田 左近 福田 マユ 丸本 善昭 田中 義博	事務局長 事務局次長 主幹 主査 主事 主事 主事	安保 明彦 太田 有隆 柴田 一史 神 礼一 大沢 真也 菊池 諭 竹内 郁江
弘前市 TEL:0172-35-1111 内線:局長(465)、次長(558)、担当(464) 直通:0172-35-1129 FAX:0172-38-3396 senkan@city.hirosaki.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	松山 武治 一戸 鐵弘 成田 満 三國 徹	事務局長 次長 主幹 主査	成田 靖志 阿保 誠一郎 粟嶋 博美 木村 幸生
八戸市 TEL:0178-43-2111 内線:局長(123)、次長(115)、437、438 直通:0178-43-9167 FAX:0178-45-2077 senkyo@city.hachinohe.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	野坂 哲 福島 正敏 三浦 辰男 赤澤 榮治	事務局長 次長 副参事 主幹 主査 主査 主事 嘱託員 市民課副参事	村岡 威伴 小林 憲博 夏坂 一史 山道 隆央 中村 栄司 二本柳 恵三 藤谷 麻理子 滝田 砂緒 馬渡 弘子
黒石市 TEL:0172-52-2111 内線:414 FAX:0172-52-5324 senkan@city.kuroishi.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	乗田 兼雄 北山 雄一 佐藤 光廣 佐藤 綾子	事務局長 主査	高谷 倉英 佐藤 周紀
五所川原市 TEL:0173-35-2111 内線:2751(事務局長)、2752(担当) FAX:0173-35-2168 senkan@city.goshogawara.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	白川 昭磨 高谷 博昭 工藤 理一 田中 節雄	事務局長 次長 主幹 主任	田中 馨 鎌田 寿 田附 浩司 山中 健聖
十和田市 TEL:0176-23-5111 内線:局長(433)、次長(431)、担当(432) 直通:0176-51-6778 FAX:0176-23-5323 senkan@city.towada.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	古舘 實 高屋 實 齋藤 美悦 太田 敏男	局長 次長 次長 主幹 主任主査 主査 主事 主事	高野 富治 竹ヶ原 松生 三浦 綾子 堰野端 節子 成田 聖徳 村中 健大 野崎 俊介 奥沢 淳

団 体 名	委 員 会		事 務 局	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
三沢市 TEL:0176-53-5111 内線:局長(308)、担当(309) FAX:0176-52-5655(代表) senkyo@city.misawa.lg.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	河村 幸利 佐々木 仁 織笠 光子 古間木 勝弘	事務局長 次長兼庶務係長 主事	立崎 裕輔 森 建身 小比類巻 浩
むつ市 TEL:0175-22-1111 内線:3310(局長)、3312(次長)、3313(係) 直通:0175-22-7678 FAX:0175-22-7678 mt-senkan@city.mutsu.lg.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	畑中 政勝 久慈 徹雄 工藤 武信 白川 光治	書記長/事務局長 書記/次長 書記/主事 書記/主事	氣田 憲彦 館 健二 徳 学 鈴木 聡
つがる市 TEL:0173-42-2111 内線:375(局長)、376(次長)、377(総括主幹) 直通:0173-42-2508(局長)、0173-42-2540 FAX:0173-42-5655 senkan@city.tsugaru.aomori.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	成田 照男 成田 久 今 久夫 秋田谷 礼子	事務局長 次長兼係長 総括主幹	田村 文英 三上 雅弘 中田 良子
平川市 TEL:0172-44-1111 内線:1450(局長)、1451(担当) FAX:0172-44-8619 senkyo@city.hirakawa.lg.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	内山 久人 佐藤 正道 小田原 喜佐夫 大湯 勝	事務局長 主幹兼係長	白戸 照夫 樋口 幸美
平内町 TEL:017-755-2111 内線:181、225 FAX:017-755-2145 senkan@town.hiranai.aomori.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	田中 明子 伊勢谷 優豪 對馬 博 本堂 隆一	事務局長 係長	船橋 文隆 寺島 晃浩
今別町 TEL:0174-35-2001 内線:217 FAX:0174-35-2298 somu@town.imabetsu.lg.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	上山 等 中島 陸奥男 畑井 敏彦 長島 三千治	事務局長 次長 総括主幹	太田 平次 相内 一 綿谷 有子
蓬田村 TEL:0174-27-2111 内線:220 FAX:0174-27-3255 yomo-akihiko_koshita@vill.yomogita.lg.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	柿崎 昇 藤本 衛 木村 博璋 川崎 勝則	事務局長 書記	濱田 亮 越田 秋彦
外ヶ浜町 TEL:0174-31-1111 内線 204 FAX:0174-31-1215 soumu@town.sotogahama.lg.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	山口 元榮 三上 勇八 山内 俊二 石岡 雄一	事務局長 主任	宮本 一男 蝦名 高
鱒ヶ沢町 TEL:0173-72-2111 内線:397 直通:0173-72-8090 FAX:0173-72-8090 singo@town.ajigasawa.lg.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	須藤 壽 戸沼 英哉 外崎 勝美 吉田 照生	事務局長 事務局次長	工藤 茂則 寺沢 慎吾

団 体 名	委 員 会		事 務 局	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
深浦町 TEL:0173-74-2111(代表) 内線:事務局長(211)、次長(212)、係長(217)、 担当(219、220) 直通:0173-74-2112 FAX:0173-74-4415 yoshiyuki_nishizaki@town.fukaura.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	兼平 愛助 三浦 文雄 岩森 辰男 相馬 憲藏	事務局長(総務課長) 次長(課長補佐) 係長(行政係長) 主任主査 主任主査 主査 主査 主事補	藤田 修司 春藤 裕 黄金崎 芳幸 根上 真紀子 西崎 良幸 八木橋 心一 福沢 月宝 山崎 裕介
西目屋村 TEL:0172-85-2111 内線:310 直通:0172-85-2807 FAX:0172-85-3040 nishimeya-gikai@vill.nishimeya.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	三浦 正直 前山 義秋 三上 ヤス子 淵沢 定四郎	局長 主幹	三上 幸雄 三浦 龍児
藤崎町 TEL:0172-75-3111 内線:2260、2261、2610 FAX:0172-75-2515 senkan@town.fujisaki.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	三浦 秀男 加福 孝二 三浦 稔 成田 一成	事務局長 事務局副参事/事務局長補佐 事務局長補佐/係長 主任主査 主任主査 主事	五十嵐 晋 小野 信幸 森 篤 三浦 良彦 桂 航一郎 本間 千春
大鰐町 TEL:0172-48-2111 内線:局長(111)、担当(123) FAX:0172-47-6788 senkyo@town.owani.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	齊藤 文則 種市 俊一 澁谷 喜八郎 石郷 富明	局長 書記	工藤 啓一 野呂 秀行
田舎館村 TEL:0172-58-2111 内線:162 直通:0172-58-2112 FAX:0172-58-4751	委員長 職務代理者 委員 委員	中山 久志 阿保 則雄 葛西 正人 佐々木 賢三	事務局長 事務局次長 書記 書記 書記	工藤 正造 須藤 芳仁 平川 敬 長内 亮平 鈴木 文人
板柳町 TEL:0172-73-2111 内線:207、208 FAX:0172-73-2120 ita-senkan@town.itayanagi.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	葛西 榮喜 楠美 皓 竹内 昭造 青柳 健一	事務局長 次長 係長	鈴木 清孝 対馬 勝治 会津 鉄大
鶴田町 TEL:0173-22-2111 内線:270(局長)、275(次長)、276(担当) FAX:0173-22-6007 tsu_info@town.tsuruta.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	三浦 郁夫 寺山 保 一戸 平二 澁谷 正行	局長 次長 主査	澤田 武彦 鏡谷 聖 工藤 大志
中泊町 TEL:0173-57-2111 内線:191 直通:0173-57-3622 FAX:0173-57-3849 soumu@town.nakadomari.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	田中 彰一 臺丸谷 優 葛西 讓 山本 孝男	事務局長 係長 書記	飯塚 吾朗 田中 綾人 山中 哲哉
野辺地町 TEL:0175-64-2111 内線:264 FAX:0175-64-9594 yukta@town.noheji.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	野坂 隆 角鹿 三つ瀬 宮部 正録 吉原 有三	事務局長 事務局長補佐 総括主幹	松山 英樹 八木橋 哲也 高山 幸人

団 体 名	委 員 会		事 務 局	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
七戸町 TEL:0176-68-2111 内線:217 直通:0176-68-2112 FAX:0176-68-2486	委員長 職務代理者 委員 委員	古屋敷 満 新館 雄一 和田 幸悦 十枝内 等	事務局長 事務局次長 事務局次長 事務局書記	森田 耕一 伊藤 真理子 岡田 晋 相馬 和徳
六戸町 TEL:0176-55-3111 内線:251 直通:0176-55-3198 FAX:0176-55-3112 senkan@town.rokunohe.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	高橋 司 四木 豊美 下田 誠一 岡田 良平	事務局長 事務局次長 書記 書記 書記	下田 正幸 長谷 智 金淵 秀一 高田 明宏 田中 利明
横浜町 TEL:0175-78-2111 内線:323 FAX:0175-78-2118 takayuki_umemura@town.yokohama.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	杉山 賢吾 小関 邦雄 三浦 勇三 佐藤 睦子	局長 書記 書記 書記 書記 書記 書記 書記 書記	柏谷 健児 梅村 貴行 若佐 貴仁 菊池 和也 村田 俊樹 菊池 義規 秋田 健大 矢澤 勇貴 長郷 孝子 沢谷 圭介
東北町 TEL:0176-56-3111 内線:160,161 FAX:0176-56-3110 kyouichi_numayama@town.tohoku.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	高松 捷一 小笠原 武志 鶴ヶ崎 秀康 相馬 成登	局長 次長	附田 桂一 沼山 教一
六ヶ所村 TEL:0175-72-2111 内線:231<住民課 119> FAX:0175-71-1314(住民課) 0175-72-2259(選管 分庁舎共有) rks99028@rokkasho.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	高橋 眞作 辻浦 英朗 種市 悦夫 米内 清太郎	事務局長 事務局次長 事務局次長 係長	相内 重男 鳥谷部 幸子 高橋 総司 橋本 智恵美
おいらせ町 TEL:0178-56-2111 内線:218(担当) 直通:0178-56-4701 FAX:0178-56-4364 oirasesenkyo@town.oirase.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	磯沼 寛二 相坂 一男 西川 悦子 工藤 與一	事務局長 事務局員 事務局員 事務局員	田中 富栄 松山 公士 川口 嘉大 下久保 徹春
大間町 TEL:0175-37-2111 内線:13 FAX:0175-37-2478 senkan@town.ooma.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	新井田 義成 石澤 一昭 菊池 泰進 大内 二郎	事務局長 書記 書記 書記 書記 書記	山本 隆 伝法 正広 中新 由記子 金澤 秀人 増山 涉 御厩敷 葉子
東通村 TEL:0175-27-2111 内線:273 FAX:0175-27-2130 senkan@vill.higashidoori.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	南谷 悦男 手間本 修悦 川口 義男 川原田 洋	事務局長 書記 書記	田中 政明 小笠原 伸一 成田 貴弘

団 体 名	委 員 会		事 務 局	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
風間浦村 TEL:0175-35-2111 内線:33 FAX:0175-35-2403 yoshiyuki_noto@kazamaura.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	鈴木 篤 池田 修 濱邊 緑 高佐 八重子	局長 次長	中津 耕太郎 岩崎 まり子
佐井村 TEL:0175-38-2111 内線:11 FAX:0175-38-2492 si-senkan@sai.e-shimokita.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	佐々木 寛昭 宮木 和夫 坪谷 和子 松谷 三枝	事務局長 事務局次長 書記	鹿嶋 年男 間山 英伸 佐々木 一志
三戸町 TEL:0179-20-1111 内線:2260、2261 直通:0179-20-1116、0179-20-1115 fax 0179-20-1102 mail01@town.sannohe.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	松尾 道郎 日影 芳文 貝守 恒夫 佐々木 富子	事務局長 次長 次長 書記 書記 書記	田丸 実 工藤 寿子 武士沢 忠正 奥山 昇吾 金子 祐之 櫻井 優子
五戸町 TEL:0178-62-2111 内線:214 直通:0178-62-7950 FAX:0178-62-6317 soumu@town.gonohe.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	金澤 孝吉 江戸 正治郎 小保内 満彦 齋藤 正榮	事務局長 次長 班長 総括主査 主査 主査 主事 主事	倉橋 隆穂 手倉森 崇 三浦 清貴 川村 和子 中川原 美智子 小田 昴志 村田 耕一郎 苫米地 裕司
田子町 TEL:0179-32-3111 内線:211(選挙時 130) 直通:0179-20-7111(選挙時 0179-20-7188) FAX:0179-32-4294 takko1201a@town.takko.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	岩間 正一郎 山川 芳穂 古館 由起子 築田 重身	事務局長 事務局次長 書記 書記 書記	藤田 幸栄 欠端 邦夫 清水田 晃 野方 英美子 山本 美智子
南部町 TEL:0178-84-2111 内線:263 FAX:0178-84-4404 yagita-shinobu@town.aomori-nanbu.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	東 満 中野 正美 田村 千代美 川守田 由松口	事務局長 書記 書記 書記 書記	小萩沢 孝一 久保田 敏彦 戸室 正樹 高森 正博 八木田 信夫
階上町 TEL:0178-88-2111 直通:0178-88-2112 FAX:0178-88-2117 shinya_ha@town.hashikami.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	松川 金次郎 平野 建悟 上平 栄一 高階 繁雄	事務局長 事務局次長 書記 書記 書記	佐京 孝信 佐京 実 畑山 真也 志賀 勝 田村 有弥
新郷村 TEL:0178-78-2111 内線:158、250(選挙時) FAX:0178-78-2118 oshirase@vill.shingo.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	田島 孝 佐藤 忠志 坂下 鉄雄 坂根 洋一郎	事務局長 事務局次長 書記 書記 書記	井上 隆美 桜台 博明 横道 敏克 熊谷 賢一 福山 雄亮

2 青森県明るい選挙推進協議会 構成員名簿

団体の部(15団体)

役職	団体名
委員	青森県公民館連絡協議会
〃	青森県地域婦人団体連合会
〃	青森県連合青年団
〃	青森放送株式会社
〃	株式会社青森テレビ
〃	青森朝日放送株式会社
〃	日本放送協会青森放送局
〃	青森県高等学校PTA連合会
〃	株式会社東奥日報社
〃	株式会社陸奥新報社
〃	株式会社デーリー東北新聞社
〃	株式会社エフエム青森
〃	公益社団法人日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会
〃	青森県PTA連合会

〃	学生団体「選挙へGO!!」
---	---------------

学識経験者の部(23名)

役職	氏名	所属・職業等
会長	木村 良一	青森中央学院大学大学院教授
副会長	櫛引 八千代	五所川原市推協会長
〃	川上 権三郎	十和田市推協常任委員
常任委員	小野 亥留馬	フリージャーナリスト
〃	小寺 明子	元青森市地域婦人団体連合会会長
〃	田端 義宏	鱒ヶ沢町推協会長
〃	松田 里司	むつ市推協会長
〃	野藤 絹江	外ヶ浜町推協会長
〃	古川 陽太郎	平川市推協会長
〃	渡部 一清	青森市推協会長
〃	柿崎 光顯	県選挙管理委員会委員長
委員	新岡 千覚	県選挙管理委員会委員長職務代理者
〃	櫻田 静子	県選挙管理委員会委員
〃	木村 豊	県選挙管理委員会委員
〃	上村 次郎	弘前市推協会長
〃	佐々木 勝紀	八戸市推協会長
〃	佐藤 淳	青森中央学院大学専任講師
〃	柏谷 至	青森大学教授
〃	西東 克介	弘前学院大学准教授
〃	中野 聖子	県教育庁生涯学習課長
〃	濱舘 豊光	広報広聴課長
〃	田中 俊匡	県選挙管理委員会事務局長
〃	戸沼 康弘	県選挙管理委員会事務局次長

3 明るい選挙推進協議会 北海道・東北地区連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、明るい選挙推進協議会北海道・東北地区連絡協議会という。

(組 織)

第2条 本会は、北海道・東北六県の明るい選挙推進協議会（以下「道県推協」という。）をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、道県推協相互と財団法人明るい選挙推進協会（以下「協会」という。）との連絡調整を図り、明るい選挙推進のため諸活動が円滑に実施できるよう研究協議を行い、明るい選挙の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 道県推協間の連絡提携に関すること。
- (2) 道県推協と協会との連絡調整に関すること。
- (3) 明るい選挙に関する研究協議及び交換研修等を行うこと。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1 名

副 会 長 1 名

- 2 役員は会議において互選する。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、任期満了後も新たな役員が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行う。
- 4 任期途中で役員が欠けた場合、新たに選任された役員任期は前任者の在任期間とする。
- 5 役員は再任されることができる。

(役員職務)

第6条 会長は、本会の事務を統括し本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(事 務 局)

第7条 本会の事務局は、会長の所属する道県の推協内に置く。

(会 議)

第8条 本会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は年1回、臨時会は必要に応じて行うものとし、会長がこれを召集する。

(補 則)

第9条 その他本会の運営に関して必要な事項はそのつど会議にはかって定める。

附 則

この規約は、昭和51年9月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年7月26日から施行する。

4 選挙をきれいにする国民運動青森県本部設置要領

(昭和50年6月13日設置)

1 趣 旨

政治に対する県民の信頼を回復し議会制民主政治の健全な発展を期するためには、県民の政治意思の表明である選挙をきれいなものにし、これに金がかかりすぎる弊風を改めることが刻下の急務である。

この県民の要請は、単に選挙制度や政治資金規正法の改正のみによってなしうるものではなく、政治に携わる者が自ら襟を正すとともに、県民も主権者としての政治的自覚を高める必要がある。さきの国会においても選挙をきれいにするため一大国民運動を展開すべきであるとの決議がなされ、国においてもこの趣旨の徹底をはかるため「選挙をきれいにする国民運動推進本部」を設置し、この国民運動を展開することとなったが、本県においても「選挙をきれいにする国民運動青森県本部」を設け、その実効を期するものとする。

2 組 織

- (1) この本部は、本部長・副本部長及び本部員で組織する。
- (2) 本部長及び副本部長は、本部員の中から本部員の協議によって定める。
- (3) 本部員は、次の者をもって充てる。

青森地方検察庁検事正

青森県副知事

青森県教育委員会教育長

青森県警察本部本部長

青森県明るい選挙推進協議会会長

青森県選挙管理委員会委員長

東奥日報社社長

デーリー東北新聞社社長

陸奥新報社社長

朝日新聞社青森支局支局長

河北新報社青森総局総局長

共同通信社青森支局支局長

サンケイ新聞社青森支局支局長

時事通信社青森支局支局長

日本経済新聞社青森支局支局長

毎日新聞社青森支局支局長

読売新聞社青森支局支局長

株式会社青森テレビ社長

青森放送株式会社社長

日本放送協会青森放送局局長

- (4) 本部に幹事を置き、本部長が委嘱する。
- (5) 幹事は本部の所掌事務について本部長及び本部員を補佐する。

3 庶 務

この本部の庶務は青森県選挙管理委員会事務局において行う。

5 明るい選挙推進基本要領

昭和53年4月19日自治管第84号
自治省行政局長通知
昭和56年3月20日一部改正
平成13年1月4日一部改正

第一 趣 旨

民主政治の健全な発展のためには、その基盤である選挙が明るく行われることが不可欠の要件である。そのためには政党並びに政治家、公職の候補者を始めとする選挙運動に携わる者の良識ある行動が望まれるが、まずもって国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚、豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることが必要である。

この点にかんがみ、明るい選挙の推進にあたっては、政治、選挙の現状及び問題点等について国民の認識を高めるとともに、選挙のルールを守り金のかからないきれいな選挙を実現するための運動及び政治の倫理化を推進するための運動を盛り上げることを基本理念として、全国的な啓発活動及び各地域における当該地域の実情に適応した啓発活動を展開し、もって日本の民主政治の発展に寄与しようとするものである。

第二 基本的すすめ方

上記の趣旨を達成するため、国民の政治常識を高め、政治倫理を確立するための運動を行うための「選挙常時啓発事業」及び金のかからないきれいな選挙をよびかける「選挙をきれいにする国民運動」を推進することとする。

国、都道府県及び市町村は、この運動を有機的、効率的に推進するよう相互の協力を図るとともに、明るい選挙推進協議会をはじめとする民間の啓発推進団体とともに緊密な連携を保ち、一体的な事業実施体制のもとにそれぞれの特性を生かした事業を行うよう努めるものとする。

特にこの事業は、地方公共団体における一般的な行政とも密接な関連を有するものであるから、これらの事業との相互協調体制を確立し、広く国民の参加を得られるよう配慮するものとする。

第三 関係機関の役割

- 1 国は、全国的な目標を設定する等この運動の基本方針を定めるとともに、都道府県及び市町村が実施することが困難なもの、または広く全国的規模で実施することにより最もその効果が期待される事業について、明るい選挙推進協会等関係諸団体と緊密な連携を保ちながら、その円滑な実施に努めることとする。
- 2 都道府県は、市町村との緊密な連絡協調を保ち、当該地方の諸事情を十分考慮の上、共同事業、補完事業等の実施による管内市町村の総合調整、民間団体との連携事業の実施等、この運動の活発かつ均衡のとれた推進に努めることとする。

- 3 市町村は、その性格上最も選挙人に身近な立場にあることから、話し合い事業等選挙人に密着した事業を計画し、民間団体とも協調の上、直接地域住民にこの運動への参加を求めながらきめこまかな日常活動を行うこととする。

第四 事業実施の方法

この運動を推進するにあたっては、主として次の事項に留意するとともに、選挙常時啓発事業については別に定める「選挙常時啓発事業推進要綱」に基づき、「選挙をきれいにする国民運動」については選挙をきれいにする国民運動推進本部において定めるその推進要綱に基づき実施するものとする。

1 民間推進団体との協調体制の強化

この運動が真に国民運動として定着するためには民間団体の積極的な活動が不可欠である。このため明るい選挙推進協会、都道府県及び市町村の明るい選挙推進協議会との相互協調体制をさらに強化し、運動の実施にあたっては、積極的な相互援助に努めるものとする。

2 社会教育活動との連携

内閣府、文部科学省、都道府県及び市町村の教育委員会等の行政機関、公民館、図書館、等の社会教育施設並びに青年団体、婦人団体、PTA等の社会教育関係団体と密接な連絡を保ち、それらの行う社会教育活動と連携してさらに効果のあがるよう努めるものとする。

3 学校教育との連携

文部科学省並びに都道府県及び市町村の教育委員会の協力を得て、将来の有権者である小学校、中学校、高等学校の児童生徒に対し、政治、選挙について理解をもたせるよう努めるものとし、それに必要な参考資料の提供、便宜の供与等を行うものとする。

4 報道機関との協力

新聞、雑誌、放送等の報道機関の果す機能の重要性にかんがみ、これらの機関に対し適宜必要な資料、情報等を提供し、その協力を求め、この運動を広く国民に呼びかけるものとする。

5 事業の共同実施

都道府県及び数市町村または数市町村相互間において共同で実施することにより一層の効果が期待できる事業については、関係機関において十分協議の上、実施に努めるものとする。

6 選挙常時啓発事業推進要綱

昭和53年4月19日自治管第84号
自治省行政局長通知
昭和56年3月20日一部改正
平成13年1月4日一部改正

民主政治の健全な発展を期するには、国民一人一人が主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることが必要であり、そのためには、長期的展望にたった地道な啓発活動が不可欠なものとなる。この見地から明るい選挙推進基本要領に基づき、きれいな選挙の推進、政治の倫理化の推進を図るための話し合い事業、指導者養成事業等下記に掲げる事業を中心とする運動を選挙常時啓発事業として実施し、「選挙をきれいにする国民運動」の推進とあいまって明るい選挙の実現に努めるものとする。

1 総務省の行う事業

(1) 選挙管理委員会に対する助言

都道府県及び市町村の選挙管理委員会が実施する各種事業に対し、適切な助言を行い、事業の円滑かつ効果的な実施に努めるものとする。

(2) 啓発資料の提供

政治や選挙に関する資料を適宜関係機関に提供し、その積極的な協力を得るものとする。

(3) 明るい選挙推進協会等との連携

明るい選挙推進協議会等との連携を一層強化し、広く全国的規模で啓発のためのテレビ・ラジオのスポット放送等の事業及び政治倫理化を推進するための会議、資料配布及び啓発番組放送等各種の事業を実施することにより、啓発活動の効果的な推進を図るものとする。

2 都道府県選挙管理委員会の行う事業

(1) 市町村選挙管理委員会に対する助言、協力

市町村選挙管理委員会が実施する各種啓発事業に対し適切な助言、協力をを行い、もって事業の円滑かつ効率的な推進を図るものとする。

(2) 指導者の研修

地域、職域において真にこの運動の中核となるべき第一線指導者を養成するため、市町村の指導者を対象として研修会を実施し、さらにこの研修効果を高め指導者の連帯意識の高揚を図るため、受講後の研究会等の開催に努めるよう市町村に助言するものとする。

(3) 新有権者の研修

新しく有権者となった新成人の政治、選挙に対する関心を高め、政治、選挙への積極的な参加を期するとともに、地域におけるこの運動の青年リーダーを養成するため、

新有権者研修会を実施するものとする。

(4) 各種広報媒体の活用

広報紙その他の広報媒体は、啓発活動に果す役割が極めて大きいので、常にその活用に留意し、必要に応じ啓発資材の作成、提供等を行うものとする。

(5) 都道府県明るい選挙推進協議会との連携

都道府県明るい選挙推進協議会との連携をさらに強化し、研修会、講演会等の各種行事の内容充実を努め、この運動の住民への一層の浸透を期するものである。

(6) その他の事業

その他この運動を推進するために必要な事業を行う。

3 市町村選挙管理委員会の行う事業

(1) 話し合い事業の実施

話し合い活動の助言者、協力者等と連絡を密にし、話し合い活動の場づくり、啓発資料の提供等を行い、話し合い事業が国民に対し、政治、選挙に対する正しい理解と認識を植え付ける場となるようその養成助長に努めるものとする。

(2) 研修終了後における研修会等の実施

常時啓発における各種の研修を終了した者の連帯意識の醸成を図るため、相互研修会等を開催するものとする。

(3) 学級講座・後援会等の開催

社会教育機関、施設及び団体等が開設する各種学級講座において、政治、選挙に関するものを採り入れるよう積極的に働きかけるとともに、市町村選挙管理委員会においても講座、講演会、研修会、座談会等の開催に努めるものとする。

(4) 各種広報媒体の活用

有線放送施設、広報紙その他の広報媒体は、啓発活動に果す役割が極めて大きいので、常にその活用に留意し、必要に応じ啓発資料の作成、提供等を行うものとする。

(5) 市町村明るい選挙推進協議会との連携

市町村明るい選挙推進協議会との連携を常に密にし、地域住民と一体となった運動を展開し、地域住民がこぞってこの運動に参加する体制の確立を図るものとする。

(6) その他の事業

その他この運動を推進するために必要な事業を行う。

7 選挙をきれいにする国民運動推進要綱

（昭和50年3月18日本部決定）
（昭和53年4月10日一部改正）

第一 趣 旨

政治に対する国民の信頼を回復し、議会制民主政治の健全な発展を期するためには、選挙の姿勢を正し、これを明るくきれいにするのが不可欠の要件である。

そのためには、政党並びに候補者及び選挙運動に携わる者が良識ある行動をとるとともに、国民の一人一人が主権者としての自覚を高め豊かな政治常識を身につけることが必要である。

ここに、選挙のルールを守り、これに金がかからないようにするための一大国民運動として「選挙をきれいにする国民運動」を強力に推進するものとする。

第二 重点目標

1. 議会制民主政治を守るためには、その基盤である選挙をきれいにし、これに金がかかりすぎないようにすることが刻下の急務であることを国民に訴え、国民の自覚と政治意識の高揚に努めること。
2. 金のかからない選挙を実現するため、政治に携わる者は襟を正し選挙のルールを守るよう強く訴えること。
3. 買収・供応などの悪質な選挙犯罪をはじめ事前運動その他の選挙違反を一掃し、選挙の姿勢を正すこと。

第三 運動のすすめ方の基本

この運動を推進するに当たっては、過去二十数年にわたる啓発運動を再検討し、その推進方法について創意と工夫を重ね、国民に対して直接的かつ実践的な運動を展開するものとする。

1. 中央に設置する「選挙をきれいにする国民運動推進本部」は、この運動の基本方針や総合的かつ効果的なすすめ方等に関し、連絡、協議を行い、各機関相互の緊密な連携のもとにこの運動の中核組織としての実をあげるものとする。
2. 都道府県においても、中央の国民運動推進本部に準じ、「選挙をきれいにする国民運動（都道府県）本部」を設置し、効果的な運動方法について連絡、協議を行うものとする。また、市町村においても、その実情に応じ、本部を設置し、この運動を効果的に推進するものとする。
3. 状況に応じ「選挙をきれいにする国民運動推進強調期間」を設け、推進運動を重点的に実施することにより、この運動の趣旨を周知徹底するものとする。
4. 新聞、放送等の報道機関との密接な協力体制を確立し事業の共催、後援等を依頼するとともに、積極的に資料、情報の提供を行い、この運動が国民に浸透するよう協力をもとめるものとする。

5. 教育委員会及び公民館等の社会教育施設並びに青年団体、婦人団体等の民間諸団体が行う社会教育活動と相提携して、この運動をより効果的に推進するものとする。
6. 都道府県及び市町村の広報部局との連携を深め、各種広報媒体の積極的な活用等を通じて、この運動が広く国民に浸透するよう協力を求めること。

第四 実施事業の概要

1. 国の行う事業

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等による啓発
新聞、ラジオ、テレビ等により、公職選挙法、政治資金規正法等における選挙に関する各種の制度の周知徹底に努める。
- (2) 本部情報の発行
都道府県及び市区町村の推進本部に対し、この運動を進めるために必要な情報を提供するため、本部情報を発行する。
- (3) 各種啓発資料、資材の作成
この運動を進めるために必要な資料、資材（パンフレット、リーフレット等）を作成し、関係機関に配布する。
- (4) 広報紙の発行
この運動を広く国民に周知させ、さらに選挙に関する情報を提供するため、広報紙を発行する。
- (5) その他の事業
その他、この運動を推進するため、必要な事業を行う。
(上記(3)及び(4)の事業は、明るい選挙推進協会に委託して行う。)

2. 都道府県の行う事業

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等による啓発
新聞、ラジオ、テレビ等を活用し、選挙制度等の周知等に努める。
- (2) 推進大会の開催
「選挙をきれいにする国民運動（都道府県）推進大会」を開催し、この運動の気運醸成を図る。
- (3) 街頭啓発の実施
パレード等により街頭啓発を実施し、きれいな選挙の推進を直接選挙人に呼びかける。
- (4) 講座、講演等の開催
広く都道府県民を対象として、政治、選挙に関する講座、講演会等を開催し、政治、選挙に対する認識を深め、きれいな選挙の推進を図る。
- (5) 都道府県の発行する広報紙等の活用
都道府県の発行する広報紙（誌）及びラジオ、テレビによる広報番組を積極的に活用する。
- (6) 啓発資材等の作成配布
この運動を推進するため、必要な資料、資材（パンフレット、リーフレット等）

を作成し配布する。

(7) その他の事業

その他、この運動を推進するため、必要な事業を行う。

3. 市区町村の行う事業

(1) 推進大会の開催

「選挙をきれいにする国民運動（市区町村）推進大会」を開催し、この運動の気運醸成を図る。

(2) 街頭啓発の実施

パレード、横断幕、懸垂幕の掲出等により街頭啓発を実施し、きれいな選挙の推進を直接選挙人に呼びかける。

(3) 講座等の開催

政治、選挙に関する講座等を開催し、政治、選挙に対する認識を深め、きれいな選挙の推進を図る。

(4) 市区町村の発行する広報紙等の活用

市区町村の発行する広報紙（誌）を積極的に活用し、選挙のルール of 周知徹底に努める。

(5) 啓発資料、資材の作成配布

選挙に関するルールを周知するために必要な資料、資材を作成し配布する。

(6) その他の事業

その他、この運動を推進するため、必要な事業を行う。

8 市町村における明るい選挙推進協議会等の設置状況

平成25年11月1日現在

市町村名	団体の名称	代表者氏名	設置(予定) 年月日	委員等の数			
				男	女	団体	計
青森市	青森市明るい選挙推進協議会	渡辺 一清	H17.4.1	6	36		42
弘前市	弘前市明るい選挙推進協議会	上村 次郎	S36.5.20	9		10	19
八戸市	八戸市明るい選挙推進協議会	佐々木 勝紀	S32.6.18	27	3	10	40
	三八城白ばらの会	藤田 光子	H1.7.17		100		100
黒石市	黒石市明るい選挙推進協議会	中村 俊悦	S32.5.17	42	17		59
五所川原市	五所川原市明るい選挙推進協議会	櫛引 八千代	H17.11.11	6	35		41
十和田市	十和田市明るい選挙推進協議会	工藤 昭一	H17.5.24	23	12		35
三沢市	三沢市明るい選挙推進協議会	根岸 譽志雄	H21.8.23	9	1		10
むつ市	むつ市明るい選挙推進協議会	松田 里司	S37.12.1	12	10	32	54
つがる市	つがる市明るい選挙推進協議会	白戸 英行	H23.11.29	8	7		15
平川市	平川市明るい選挙推進協議会	古川 陽太郎	H18.6.7	45	41		86
平内町	平内町明るい選挙推進協議会		S35.6.1				0
今別町	今別町明るい選挙推進協議会	上山 等	H5.12.24	9	1	1	11
蓬田村	蓬田村明るい選挙推進協議会	柿崎 昇	H23.11.22	7	1		8
外ヶ浜町	外ヶ浜町明るい選挙推進協議会	野藤 絹江	H18.3.28	7	10		17
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町明るい選挙推進協議会	田端 義宏	S35.4.1	7	10		17
深浦町	深浦町明るい選挙推進協議会	柴田 一喜	H17.3.31	9	12		21
西目屋村	西目屋村明るい選挙推進協議会		H1.5.10				0
藤崎町	藤崎町明るい選挙推進協議会		H17.3.28				0
大鰐町	大鰐町明るい選挙推進協議会	長内 幸子	H9.4.3		22		22
田舎館村	田舎館村明るい選挙推進協議会	稲葉 昌子	S37.5.15	23	20		43
板柳町	板柳町明るい選挙推進協議会	村山 繁	H8.10.4	15	5		20
鶴田町	鶴田町明るい選挙推進協議会	神成 豊義	S55.6.1	12	2		14
中泊町	中泊町明るい選挙推進協議会	古川 和枝	H17.7.21	8	28		36
野辺地町	野辺地町明るい選挙推進協議会	伊藤 ヒサ子	S48.7.26	7	11		18
七戸町	七戸町明るい選挙推進協議会	三浦 元	H17.11.10	15	7		22
六戸町	六戸町明るい選挙推進協議会	盛田 嘉彦	S41.3.31	9	2		11
横浜町	横浜町明るい選挙推進協議会		S53.6.23				0
	横浜町白ばら友の会		S47.3.22				0
東北町	東北町明るい選挙推進協議会	逄 和子	S61.12.13	7	10		17
六ヶ所村	六ヶ所村明るい選挙推進委員会		S49.6.1				0
おいらせ町	おいらせ町明るい選挙推進協議会	小西 博	H19.3.1	9	6		15
大間町	大間町明るい選挙推進協議会	山崎 アイ子	H10.3.23		7		7
東通村	東通村明るい選挙推進協議会	南谷 悦男	S39.4.1	7	1		8
風間浦村	風間浦村明るい選挙推進協議会	鈴木 篤	S38.2.18	7	6		13
佐井村	佐井村明るい選挙推進協議会	松谷 三枝	H17.3.18	1	5		6
三戸町	三戸町明るい選挙推進協議会	貝守 恒夫	S61.3.3	8	2		10
五戸町	五戸町明るい選挙推進協議会		S37.4.1				0
田子町	たっこ白バラ友の会	宮村 博幸	S56.9.17	32	8		40
南部町	南部町明るい選挙推進協議会	掛端 麻美子	H24.8.7	13	5		18
階上町	階上町明るい選挙推進協議会	新井田 トミ	S42.2.1	16	6		22
	階上町臥牛白バラ友の会	中城 清	S46.8.5	3			3
新郷村	新郷村明るい選挙推進協議会	戸田 真	S53.12.4	23	7		30

委員数: 男 441、女 456、団体 53、合計 950

設置市町村数: 40 設置団体数43(推協 39、白ばら 4)

休止中の団体数: 12

9 市町村長及び議会議員の任期満了日

(平成25年12月27日現在)

市町村名	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		議員定数	
	長	議員	長	議員	長	議員	長	議員	長	議員	現在	次回改選後
1 青森市		11.25					4.23			11.25	41	(35)
2 弘前市	4.15			4.30					4.15		34	
3 八戸市				5.1			11.16				36	(32)
4 黒石市	7.17			4.30					7.17		16	
5 五所川原市	7.8			2.15					7.8		26	
6 十和田市		12.31					1.29			12.31	22	
7 三沢市			6.16			3.19					18	
8 むつ市			7.14	10.15							26	
9 つがる市				2.10			3.12				24	(20)
10 平川市	2.4			7.31					2.4		20	
11 平内町			11.14			3.30					14	
12 今別町						3.30	10.12				7	
13 蓬田村				4.29			11.8				8	
14 外ヶ浜町				3.27			4.23				14	(11)
15 鱒ヶ沢町						3.30	12.26				12	
16 深浦町				4.23	12.20						12	
17 西目屋村	2.25			4.30					2.25		7	(6)
18 藤崎町			11.19	10.8							14	
19 大鰐町	7.21	12.31							7.21	12.31	12	
20 田舎館村				9.30	11.17						10	(8)
21 板柳町			4.29			3.9					12	
22 鶴田町	8.20					2.29			8.20		12	
23 中泊町				1.15			4.23				15	
24 野辺地町			10.26	4.30							14	
25 七戸町				4.23			4.23				16	
26 六戸町				4.30	1.27						12	
27 横浜町				4.29	12.11						10	
28 東北町		9.30					4.23			9.30	16	
29 六ヶ所村	7.6			4.29					7.6		18	
30 おいらせ町	3.25			4.30					3.25		16	
31 大間町				4.29			1.18				10	
32 東通村				4.30			4.12				14	
33 風間浦村			4.23	4.30							8	
34 佐井村				4.29			4.21				8	
35 三戸町					12.15	3.19					14	
36 五戸町			6.26			2.28					18	
37 田子町				5.29	1.14						10	
38 南部町	2.11			9.30					2.11		18	
39 階上町				4.29			12.23				14	
40 新郷村						7.28	5.28				8	
市計	4	2	2	7	0	1	4	0	4	2		
町村計	6	2	6	20	6	8	12	0	6	2		
県計	10	4	8	27	6	9	16	0	10	4		